

山梨県公報

第二千三百二十八号

平成二十五年

六月十日

月 曜 日

目次

道路の供用開始(三件).....	三六九
道路の区域変更.....	三六九
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請.....	三七〇
一般競争入札について.....	三七〇
甲府都市計画の変更案の縦覧(三件).....	三七一

告示

山梨県告示第二百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十五年七月一日まで一般の縦覧に供する。
平成二十五年六月十日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道	一四二号	韮崎市中田町小田川字下木戸七 六番の三地先から 韮崎市中田町小田川字下木戸七 番の一地先まで	二〇七・七	平成二十五年六月十二日

山梨県告示第二百九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十五年七月一日まで一般の縦覧に供する。
平成二十五年六月十日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	島上条宮久 保絵見堂線	韮崎市穂坂町大字三之蔵字宮下 三三七二番の一地先から 韮崎市穂坂町大字三之蔵字宮下 三三七三番の一地先まで	二四・一	平成二十五年六月十四日

山梨県告示第二百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十五年七月一日まで一般の縦覧に供する。
平成二十五年六月十日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	長坂高根線	北杜市高根町五町田字菅蒲原二 七番地先から 北杜市高根町村山西割字西ノ原 二〇九一番の一地先まで	一九四・一	平成二十五年六月十日

山梨県告示第二百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十五年七月一日まで一般の縦覧に供する。
平成二十五年六月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 山梨南アルプス中央線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
山梨市清哲町青木字横道下一六三八番の一 地先から 山梨市清哲町青木字横道下一六三九番の一 地先まで	一〇・七 一一・三	八・〇 一〇・八		三六・四 三六・四

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
 平成二十五年六月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年五月三十日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人柏尾山日本学校
 - 2 代表者の氏名 井上 裕介
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲州市勝沼町三千五百五十九番地
 - 4 定款に記載された目的
- この法人は、海外の日本語学習者を田舎の地域社会に迎え入れ共に生活し、体験学習を通じて、日本人の道徳、習慣、社会インフラ、公共インフラ等への理解を深めてもらい、帰国後、自国民に日本、山梨の素晴らしさを発信する核となる人材を育成すること、将来、現地日本企業へ就職を希望する者には日本の会計制度の基礎（簿記）、日本のビジネススマナー等を習得してもらい、広く将来の現地日本企業を背

負つべき人材を育成すること、また山梨に留学する外国人の生活やトラブルの支援、サポート役となることを目的とする。
 さらに、高齢化の進む地域社会に若い海外の日本語学習者が入り、一生懸命、覚えた日本語でお年寄りに語りかけることで地域を明るくし、子供達との交流は子供達に生き方の多様性、考え方の多様性を学ばせかけとなり、子供の人格形成に資することが期待される。以上により、海外日本語学習者と地域住民、特に高齢者と子供達との交流を推進することも目的とする。
 縦覧期間 平成二十五年五月三十一日から同年七月三十日まで

● 一般競争入札について
 次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方自治法施行令第六十七条の六第一項の規定により公告します。
 平成二十五年六月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 購入物品の名称及び数量
普通特種自動車・リフト付スクールバス 一台
- 2 購入物品の仕様等
別紙仕様書のとおり
- 3 納入期限
平成二十六年一月二十四日
- 4 納入場所
山梨県立あけぼの支援学校 山梨県山梨市旭町上条南割三二五一
- 二 一般競争入札の参加資格
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 会社更生法（平成十四年法律第五百四十四号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- 4 この公告に示した調達物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入

できることを証明した者であること。

5 納入しようとする物品に係るアフターサービスを知事の求めに応じて山梨県内で速やかに提供できることを証明した者であること。

6 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種（物品）のうち「車両」が登録されている者であること。

7 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部
管財課庁舎管理担当 電話 〇五五 二二三 一三九二

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十五年六月十七日（月）までの、山梨県の休日を含め、条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成二十五年六月二十一日（金）までの、県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の場所に提出する。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成二十五年七月十九日（金）午後二時
山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県県民会館七階 七〇一会議室

5 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので入札者は、契約希望金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他入札に関する事項は入札心得（別紙）を確認すること。

四 その他

1 入札保証金

免除

2 契約保証金

契約を締結しようとする者は、規則第百九条に規定する契約保証金を納めなければならぬ。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約書作成の要否

要

4 違約金の有無

有

落札者が契約締結までの間に、二に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなかった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

6 その他

詳細は、入札説明書による。

● 甲府都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十五年六月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

甲府都市計画道路

（三・三・一号 和戸町竜王線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

甲府市真川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課

甲府市丸の内一丁目十八番一号 甲府市都市計画課

四 縦覧期間

平成二十五年六月十日から同年六月二十四日まで

● 甲府都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十五年六月十日

山梨県知事 横内正明

一 都市計画の種類

甲府都市計画河川

（濁川）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課

甲府市丸の内一丁目十八番一号 甲府市都市計画課

四 縦覧期間

平成二十五年六月十日から同年六月二十四日まで

● 甲府都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十五年六月十日

山梨県知事 横内正明

一 都市計画の種類

甲府都市計画道路

（三・四・十号 高畑町昇仙峡線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

四 縦覧期間

平成二十五年六月十日から同年六月二十四日まで

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課

甲府市丸の内一丁目十八番一号 甲府市都市計画課